

令和5年度

第1回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目 次]

	件 名	ページ
議案第 1 号	令和 4 年度古河市公共交通活性化会議事業報告について	1
議案第 2 号	令和 4 年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について	2
	(監査報告)	4
議案第 3 号	令和 5 年度古河市公共交通活性化会議事業計画 (案) について	5
議案第 4 号	令和 5 年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算 (案) について	6
議案第 5 号	令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) 申請について	8
議案第 6 号	古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について	15
報告第 1 号	古河市公共交通計画 (令和 6 年度～令和 10 年度) 策定スケジュール について (参考資料)	19
	古河市公共交通活性化会議設置要綱	20
	古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	23
	令和 5 年度 第 1 回古河市公共交通活性化会議委員名簿	26

議案第1号

令和4年度古河市公共交通活性化会議事業報告について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通「愛・あい号」運行 ・循環バス「ぐるりん号」運行
6月	第1回 活性化会議	(書面決議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度古河市公共交通活性化会議事業報告及び歳入歳出決算について ・令和4年度古河市公共交通活性化会議事業計画及び歳入歳出予算について ・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)及び交通不便地域指定申請について ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について ・古河市公共交通利用者アンケート結果報告について
8月9日	第2回 活性化会議	総和第2庁舎 3階会議室 1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度古河市公共交通事業再編について ・古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について
8月30日 31日	第1回 ワーキング チーム会議		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度古河市公共交通の再編について
9月12日	第2回 ワーキング チーム会議		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度古河市公共交通の再編について
1月	第3回 活性化会議	(書面決議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度古河市公共交通事業再編について ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)(案)について ・古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施結果について ・野木町デマンドタクシーの古河市友愛記念病院への復路便乗り入れについて

令和5年6月 9日

古河市公共交通活性化会議
会 長 針 谷 力

令和4年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	比較	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	184,974,974	3,864,991	188,839,965	186,205,385	△ 2,634,580	<ul style="list-style-type: none"> ・市活性化会議負担金 500,000 ・運転免許返納事業負担金 1,920,000 ・デマンド交通運行事業市負担金 77,059,500 ・循環バス運行事業市負担金 (福祉の森・病院、西、南コース) 56,836,162 (通勤通学、総和庁舎・病院コース) 31,637,463 (道の駅・三和庁舎コース) 11,750,788 ・令和5年度公共交通改編準備費 6,226,120 ・その他の経費に係る負担金 275,352 (バスロケ使用料、修繕、予備車両等)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	13,258,000	13,258,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 13,258,000
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	0	1,000	64	△ 936	・預金利子 64
計			184,975,974	3,864,991	188,840,965	199,463,449	10,622,484	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	支出済額	差引	備考
1運営費	1会議費	1会議費	250,000	0	250,000	69,100	△ 180,900	・委員報酬等
	2事務費	1事務費	250,000	0	250,000	511,728	261,728	・収入印紙代 ・振込手数料 ・通信費、消耗品等
2事業費								・運転免許返納事業 1,073,300
	1事業費	1事業費	184,474,974	3,864,991	188,339,965	185,309,512	△ 3,030,453	・デマンド交通運行事業委託費 77,059,500
	1事業費	1事業費						・循環バス運行事業委託費 (福祉の森・病院、西、南コース) 56,886,162 (通勤通学、総和庁舎・病院コース) 31,637,463 (道の駅・三和庁舎コース) 11,750,788
3予備費	1予備費	1予備費	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	・令和5年度公共交通改編費 5,978,887 ・その他の経費(バスロケ使用料、運行準備経費等) 973,412
計			184,975,974	3,864,991	188,840,965	185,890,340	△ 2,950,625	

収入合計 199,463,449円

支出合計 185,890,340円

差引 13,573,109円(市へ戻し入れ)

令和5年6月9日


古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力


監 査 報 告 書

令和4年度古河市公共交通活性化会議の収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、令和5年 6月 2日に監査を実施したところ、いずれも決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

令和5年 6月 9日

古河市公共交通活性化会議

監 査 佐藤 弘 

監 査 岩崎 聖一 

議案第3号

令和5年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通「愛・あい号」運行 ・循環バス「ぐるりん号」運行 ・高齢者免許返納支援事業運用
4月以降 随時	分科会（ワーキングチーム）会議		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業再編に伴う検証及び対応等について
6月中旬	第1回 活性化会議	書面決議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告及び歳入歳出決算について ・令和5年度事業計画及び歳入歳出予算について ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）及び交通不便地域指定申請について ・地域公共交通網形成計画に基づく実施事業評価 ・地域公共交通計画策定スケジュールについて
9月	第2回 活性化会議	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について ・令和5年度事業再編に伴う検証及び対応等について
11月	第3回 活性化会議	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（原案）について
2月	第4回 活性化会議	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画（承認）について ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について

令和5年6月 9日提出

古河市公共交通活性化会議
会 長 針 谷 力

令和5年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算(案)について

(単位:円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考		
1 歳入	1 負担金					市活性化会議負担金 500,000		
						地域公共交通計画策定業務負担金 2,083,620		
						地域公共交通計画印刷業務負担金 825,000		
						運転免許証自主返納支援事業負担金 1,920,000		
						デマンド交通運行事業負担金 92,534,000		
						循環バス(西コース)運行事業負担金 19,142,288		
				1 負担金	216,622,916	184,974,974	31,647,942	循環バス(古河庁舎・福祉の森コース)運行事業負担金 12,193,000
								循環バス(南コース)運行事業負担金 18,396,000
								循環バス(北コース)運行事業負担金 17,158,000
								循環バス(通勤通学コース)運行事業負担金 21,415,993
								循環バス(総和庁舎・病院コース)運行事業負担金 13,453,397
						循環バス(道の駅・三和庁舎コース)運行事業負担金 15,256,000		
						その他の経費に係る負担金(バスロケ使用料、修繕等) 1,745,618		
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0			
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0			
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	1,000	0	預金利子		
計			216,623,916	184,975,974	31,647,942			

(単位：円)

2 歳出

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考	
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250,000	250,000	0	委員報酬等	
	2 事務費	1 事務費	250,000	250,000	0	印紙代、通信費等	
2 事業費	1 事業費					地域公共交通計画策定業務	
						地域公共交通計画印刷業務	
						運転免許証自主返納支援事業費	
						デマンド交通運行事業委託金	
						循環バス（西コース）運行事業委託料	
				184,474,974	184,474,974	31,647,942	循環バス（古河庁舎・福祉の森コース）運行事業委託料
							循環バス（南コース）運行事業委託料
							循環バス（北コース）運行事業委託料
							循環バス（通勤通学コース）運行事業委託料
							循環バス（総和庁舎・病院コース）運行事業負担金委託料
							循環バス（道の駅・三和庁舎コース）運行事業委託料
3 予備費	1 予備費		1,000	1,000	0	その他の経費に係る事業費（バスロケ使用料、修繕等）	
			216,623,916	184,975,974	31,647,942		
計							

※予算相互間での流用は、これのできるものとする。

収入合計	216,623,916 円
支出合計	216,623,916 円
収入支出差引	0 円

令和5年6月 8日提出

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

議案第5号 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）申請について

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

古公活第 号
令和5年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	古河市公共交通活性化会議
住 所	茨城県古河市下大野2248番地
代表者氏名	会 長 針 谷 力

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月 日

（名称）古河市公共交通活性化会議

生活交通確保維持改善計画の名称
古河市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
古河市内全域を対象に、市民の日常生活を支える「地域の足」を確保するため、「デマンド交通（乗合タクシー）」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
1日あたりの平均利用者数を目標値とする。令和3年度運行実績は82.5人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響や土曜日運行を開始したことにより、令和4年度運行実績は、92.0人であった。 令和5年度4月の実績値が前年同月比約+21%となっており、これは市内全域でのデマンド交通運行を開始したためと考えられる。そのため、令和6年度から令和8年度の目標値については、以下のとおりとする。 令和6年度目標値：114.0人（令和4年度比+24%） 令和7年度目標値：116.8人（令和4年度比+27%） 令和8年度目標値：129.6人（令和4年度比+30%） 【古河市地域公共交通網形成計画（P76）との整合性について】 新型コロナウイルスの影響を考慮し設定
（2）事業の効果
低料金で安全・安心なデマンド交通（乗合タクシー）を運行することにより、交通不便地域で自家用車を運転できない市民（主に高齢者）の移動手段が確保できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・公共交通のネットワークが一目でわかる公共交通マップの作成・市内配布 ・広報や市HP等を活用した公共交通利用啓発 ・自動車運転免許返納者への循環バス、デマンド交通の利用券配布 ＜実施主体＞古河市公共交通活性化会議 （古河市地域公共交通網形成計画 P65、P68、P71参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を市が負担。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
総和中央交通株式会社、三和交通有限会社、諸川タクシー有限会社、有限会社総和タクシー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
<p>○令和4年度第2回古河市公共交通活性化会議（令和4年8月9日（火））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度古河市公共交通事業再編について ・古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について <p>【すべて承認】</p> <p>○令和4年度第3回古河市公共交通活性化会議（令和5年1月：書面協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度古河市公共交通事業再編について ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について ・古河市循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施結果について ・野木町デマンドタクシーの古河市友愛記念病院への復路便乗り入れについて <p>【すべて承認】</p> <p>○令和5年度第1回古河市公共交通活性化会議（令和5年6月：書面協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度古河市公共交通活性化会議事業報告について ・令和4年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について ・令和5年度古河市公共交通活性化会議事業計画（案）について ・令和5年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出予算（案）について ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について ・古河市公共交通計画（令和6年度～令和10年度）策定スケジュールについて <p>【すべて承認】</p>	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>これまで地域公共交通網形成計画の策定にあたり、デマンド利用者等へのアンケート調査や老人クラブ連合会の説明会、パブリックコメントを実施した。</p> <p>アンケート調査の結果「運行区域の拡大」の要望が最も多かったため、総和・三和地区だけでなく、古河地区を含めた市内全域での運行を令和5年度より開始した。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	茨城県政策企画部交通政策課長
関係市区町村	古河市長、古河市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	茨城県境工事事務所 道路管理課長 古河警察署 交通課長 茨城県バス協会 専務理事 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 ジェイアールバス関東株式会社佐野支店 支店長 茨城急行自動車株式会社 常務取締役 古河ハイヤー運営協議会 会長 朝日自動車株式会社 運輸部長 株式会社セキショウキャリアプラス 営業部長 茨城急行バス労働組合 執行委員長

地方運輸局	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	学識を有する者：特定非営利活動法人まちづくり支援センター代表理事 市民又は公共交通利用者の代表者：古河市議会 議長 古河市行政自治会 副会長 古河市老人クラブ連合会 会長 古河商工会議所 副会頭 古河市商工会 会長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県古河市下大野 2248 番地

(所 属) 古河市役所市民部交通防犯課

(氏 名) 関 勝弘 青木 一敏

(電 話) 0280-92-3111

(e-mail) koutsuu@city.ibaraki-koga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準 適合 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
古河市	総和中央交通株 式会社	(1) デマンド交通		市内全域		往 復 km km	289日	4652回			①	③	
	三和交通有限会 社	(2) デマンド交通		市内全域		往 復 km km	289日	9304回			①	③	
	諸川タクシー有 限会社	(3) デマンド交通		市内全域		往 復 km km	289日	4652回			①	③	
	有限会社総和タ クシー	(4) デマンド交通		市内全域		往 復 km km	289日	4652回			①	③	
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	古河市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	80,490
交通不便地域等	9,500

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
9,500	総和地区・三和地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
古河市地域公共交通網形成計画	平成31年3月1日	-

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

古河市地域公共交通網形成計画の評価等結果（令和4年4月～令和5年3月）

目標（令和5年度）	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
路線バス1日利用者数 1,500人	ルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。	バス事業者の有する乗降データを利用して計測	1,416人 年間利用者数516,986人（A） 年間運行日数 365日（B） $A \div B = 1,416.4 \approx 1,416$ ※路線バス事業者＝3社（茨城急行自動車、ジェイアールバス関東、朝日自動車）	コロナ禍の影響がやや緩和されてきたこともあり、昨年度からすると、増加傾向にはあるが、目標指数には達していない。常時利用者の確保、キャッシュレス決済等の利便性をPRし、利用者の増加を図る。	事業者別利用者数 朝日：82,357人 ジェイアール：214,831人 茨城急行：219,798人
古河駅における鉄道・バスの乗り継ぎ満足度 30%	ダイヤ改正等により乗り継ぎ満足度の向上を図る。	年度未実施の利用者アンケート集計結果	循環バスのみ実施（令和3年度実施データ） とも満足22.22% 5.56%	循環バス事業について令和4年度は令和5年4月からコース、ダイヤの改編の未実施。路線バスについても、未実施。令和5年度については4月からの循環バスの改編や公共交通計画策定に伴い、利用者アンケート等を充実させ実施し検証する計画としている。	
循環バスの1日利用者数 530人	コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。	循環バス受託業者からの乗降データを用いて計測	475人 年間利用者171,487人（A） 年間運行日数 361日（B） $A \div B = 475$ 人	長引くコロナ禍のため、当初の指標を下回る結果となったが、徐々に利用者数は回復傾向にあり、1年間の対前年比では118パーセントの結果となった。令和5年度からのコース・ダイヤの改編やモバイルチケットの導入等により、利用者数を増加を図る。	
デマンド交通の1台1日利用者数 15人	運行日時の増加や運行台数の増により、利用者数を増加させる。	デマンド交通受託業者からの乗降データを用いて計測	11.5人 年間利用者26,680人（A） 年間運行日数 290日（B） 1日運行台数 8台（C） $A \div B \div C = 11.5$	令和3年度より土曜日運行を開始したことにより、予約・配車の分散化には繋がりが、長引くコロナ禍の影響もあつたが、徐々に利用者数は回復傾向にあり、対前年比では114パーセントの結果となった。令和5年度から市内全域運行とし利用登録についてWeb登録も可能となり、今後もPRに努め利用者数増加を図る。	

目標（令和5年度）	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
<p>路線バスの満足度 15%</p>	<p>コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。</p>	<p>年度末実施の利用者アンケート集計結果</p>	<p>アンケート＝未実施調査に係る事務費等について、市と事業者の調整ができず、実施を見送った。</p>	<p>路線バスについても、利用者アンケートを実施する必要があり事業者と調整が必要となる。 令和5年度については4月からの循環バスの改編や公共交通計画策定に伴い、利用者アンケート等を充実させ実施し検証する計画としている。</p>	
<p>循環バスの満足度 15%</p>	<p>コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。また、待合環境や運転手の応対向上等も評価対象項目とする。</p>	<p>年度末実施の利用者アンケート集計結果</p>	<p>以下9項目を5段階で評価（令和3年度実施データ） ①運行本数 満足 5.56% とても満足 18.06% ②運行時間帯 満足 5.56% とても満足 6.94% ③運行区域 満足 9.72% とても満足 5.56% ④バス停の位置 満足 6.94% とても満足 6.94% ⑤運賃 満足 4.17% 満足 1.39% ⑥バスの待合環境 とても満足 5.56% 満足 2.78% ⑦鉄道との乗り継ぎ とても満足 22.22% 満足 5.56% ⑧安全運転 とても満足 2.78% 満足 5.56% ⑨運転手の応対 とても満足 5.56% 満足 6.94%</p>	<p>令和4年度は令和5年4月からコース、ダイヤの改編の未実施。 前年度実施のアンケートについて回答が一部のコースに偏り、適切なデータと見えないため、質問項目や配布方法について見直しを行う。 令和5年度については4月からの循環バスの改編や公共交通計画策定に伴い、利用者アンケート等を充実させ実施し検証する計画としている。</p>	

目標（令和5年度）	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
<p>デマンド交通の満足度 15%</p>	<p>運行日時の増加や運行台数の増により、利用者数を増やさせる。予約状況やオペレータ・運転手の応対向上等も対象項目とする。</p>	<p>年度末実施の利用者アンケート集計結果</p>	<p>以下8項目を5段階で評価（令和3年度実施アンケート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運賃ととも満足30.00% ②始発便の時間ととも満足26.15% ③終発便の時間ととも満足30.77% ④予約の取りやすさととも満足19.23% ⑤運行区域ととも満足21.54% ⑥安全運転ととも満足19.23% ⑦オペレーターの対応ととも満足16.92% ⑧運転手の対応ととも満足21.54% ⑨とも満足40.00% ⑩とも満足30.77% ⑪とも満足43.10% ⑫とも満足22.30% ⑬とも満足40.77% ⑭とも満足29.23% 	<p>令和4年度は令和5年4月から事業改編の未実施。 前年度のアンケートによる「その他ご意見・改善点」では、古河地区への運行希望が最も多く、令和5年4月から市内全域運行を開始した。 令和5年度については4月からの事業改編や公共交通計画策定に伴い、利用者アンケート等を充実させ実施し検証する計画としている。</p>	

目標（令和5年度）	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
アンケートにおける外出時に交通手段がなく困っている人の回答割合 20%以下	各事業の実施により公共交通の利便性を高める。	年度未実施の利用者アンケート集計結果	アンケート＝未実施	令和5年度については4月からの事業改編や公共交通計画策定に伴い、利用者アンケート等を充実させ実施し検証する計画としている。	
バス停における乗継・待合環境の改善整備箇所数 5箇所	各年度1箇所以上の整備を目標とする。	実施箇所数	達成箇所＝1 主要乗継場所「古河駅」周辺バス停留所の案内板を更新し乗継・待合環境の改善を図った。	バス設置場所の安全性を第一に考え、そのうえで可能な場所には利便性を追求する。	
路線バス・循環バスにおける乗継ぎ満足度 15%	病院や公共施設等主要な交通結節点において、公共交通の乗り継ぎ利便性を向上させる。	年度未実施の利用者アンケート集計結果	アンケート実施＝0 デマンド交通から循環バスへの乗り継ぎポイント（3箇所）調査に係る事務費等については、市と事業者の調整ができず、実施を見送った。	令和5年度の事業再編に伴い検証を行い、満足度向上の為、方策を検討する。また路線バス・循環バスだけに捉われず、デマンド交通も組み込んだ方法により、乗り継ぎ満足度向上を図る。 更に公共交通計画策定に伴い、利用者アンケート等を充実させ実施し検証する計画としている。	デマンド交通から循環バスへの乗り継ぎ件数（148件/年）
地域公共交通利用促進活動（バスの乗り方教室等）の実施回数 5回以上（年1回以上）	大規模イベントの実施に合わせ「乗り方教室」や「無料の日」を実施する。	実施回数	市内開催のイベント時に循環バス「無料の日」実施数＝3日間	無料の日の乗車人数はコースによりばらつきはあったが、乗車人数が平時の3倍になったこともあり、令和5年度も「無料の日」を実施し公共交通の利用意識の啓発に努める。	

（記載に当たった際の留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（〇年〇月～〇年〇月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「-」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合は、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の私的取組がある場合や、地域公共交通計画の取組に関する事実関係について、併せて添付して下さい。

報告第1号

古河市公共交通計画（令和6年度～令和10年度）策定スケジュールについて

古河市地域公共交通網形成計画（令和元年度～5年度）が今年度計画終了となる事から、新たに古河市公共交通計画を以下のスケジュールで策定する予定としています。

日程	作業項目	会議及び庁内調整	実行実績
R5年 5～6月	データ収集		R5年度4月実行実績確定
7月	アンケート調査項目作成 対象者絞り込み	第1回活性化会議（書面）にて策定の報告	R5年度5月実行実績確定
8月	アンケート実施 グループインタビュー等実施 結果・分析		R5年度6月実行実績確定 実行実績分析
9月	原案作成	第2回活性化会議（予定）	
10月	↓		
11月	原案完成	パブリックコメントの広報依頼 第3回活性化会議（召集）にて原案を報告	
12月		各庁舎にパブコメ設置依頼	
R6年 1月	パブコメ結果を計画へ反映	パブリックコメント開始、HP・広報掲載	
2月		第4回活性化会議（書面）にて最終承認	
3月	承認後、印刷製本 市議会全員協議会報告		

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年告示第113号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第152号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第100号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表(第4条第1項関係)

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和5年度 第1回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議 長	赤 坂 育 男	
4	古河市行政自治会	副会長	長 濱 忍	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	佐 藤 弘	
6	古河商工会議所	副会頭	岩 崎 聖 一	
7	古河市商工会	会 長	峰 英 雄	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國 下 裕 司	(企画調整)
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲 野 俊 二	(輸送)
11	茨城県政策企画部	交通政策課長	寺 田 明 弘	
12	茨城県境工事事務所	道路管理課長	西 村 正 志	
13	古河警察署	交通課長	大 滝 勝 好	
14	茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志	
15	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
16	ジェイアールバス関東株式会社古河営業所	所 長	益 子 公 広	
17	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	佐 藤 雄 一	
18	古河ハイヤー運営協議会	会 長	荒 井 忍	
19	朝日自動車株式会社	運輸部長	田 沼 健 一	
20	株式会社セキショウキャリアプラス	営業部長	飯 田 理 文	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所市民部	部 長	山 根 修	
2	古河市役所市民部交通防犯課	課 長	関 勝 弘	
3	古河市役所市民部交通防犯課	課長補佐兼係長	青 木 一 敏	
4	古河市役所市民部交通防犯課	係 長	山 田 清 美	
5	古河市役所市民部交通防犯課	主 幹	荻 原 理 恵	